

## <史料紹介>

# 『越後信州境論』 翻刻と注

大橋 敦夫  
宮田 暉朗

### はじめに

正保年間（1644～1647）、徳川幕府は、全国の郡・国境を明らかにするために、国絵図・郷帳を作らせた。元禄年間（1688～1703）には、さらに村境の実態を明らかにすることが行われた。これによって、山論・境界論争が全国各地でおこることとなった。

本稿で紹介する史料は、美女松という名木をめぐるの信州森村と越後羽倉村との信越国境論争一件（寛文12年（1672）・延宝2年（1674））を収めたものである。

### ○書誌

越後信州境論写 写本・大本一冊

【表紙】薄藍色無地 【外題】題箋「越後信州境論写 全」 【構成】本文28丁

【本文】無辺無界5行 【識語】「文政十三庚寅/二月日/下条原村林/小海氏□□」

\* 架蔵本（なお、本稿提出後、本学附属図書館に寄贈予定）

### ○内容

- (1)原告・越後羽倉村差し出しの訴状。寛文12年6月（1丁～10丁・ウ）
- (2)江戸の評定所への出頭命令書（11丁～12丁・オ）
- (3)訴状に対する信州森村の返答書。寛文12年8月
- (4)幕府による裁許。延宝2年8月 \* 本文には、12年とあるが2年の誤り。

越後羽倉村と信州森村の境界にあった美女松という名木を伐り取ったことに端を発する論争である。容易に解決せず、両村民が自らの権利を主張し、乱闘も数度にわた

って起こるほどであった。信越国境線上が争点であるため、領主も異なり、有効な解決策が出ず、幕府の裁許を請うことになったという一件である。

### ○『越後信州境論』の読み

訓読できるところは、訓読して示す。

#### 越後信州境論写

##### □1丁

恐れながら書付を以って申し上げ候

一 越後の国魚沼郡妻有庄羽倉村山之内美女松と申す名木御座候て 去年戊正月信州飯山御領 森村御百姓

##### □1丁・ウ

衆 盗伐採（トリ）申すに付き あい断り申し候得共 何角と我俥計り申候いて埒明け申さず候ゆえ 高田に罷り越し支配致され候ゆえ 理（裁判）申し遣わし下され候様にと訴訟仕り候えば 私ども

##### □2丁

手前遂げられ吟味口書の写し書状さし添え 飯山郡御奉行所衆へ 遣し申され候得えば 森村なされ候由にて ご返事に御百姓衆口書の写遣わされ候 基書き

##### □2丁・ウ

つけに かの松の儀は申すに及ばず 松より四百間東に境川之有り 森村分の由申し来たり候旨申し聞かれ候 私ども弥よ驚き入り申し 松より東四石間森村分に御座候

##### □3丁

えば 越後御領羽倉村共に森村へ取り込み申す積もりに罷りなり候 近ごろ理不尽なる儀申しかけ候御事 古来より境目たしかなる儀とも御座候らいて 中々信州より論じ申す処

##### □3丁・ウ

には御座なく候 幾度も相断り申し候らえども埒明け申さず それについてご公儀様へ申し上げたく存知 高田相詰め支配の方々へ訴え申し候えども 飯山の儀は御近国

と申し 其の

□4丁

上 遠江守様御意の段 結構に御座候ところ 百姓共御公儀様に御出し候事なりまじき旨仰せ付けられ候えども 御地頭は当分の儀、百姓は永代の儀に御座候

□4丁・ウ

ゆえ迷惑に存知 数度相詰め訴訟仕り候えば 替わりご挨拶も御座なく候ゆえ 猶以って森村百姓衆奢り我尽仕り乱体なる仕合迷惑に存ず ご当地へ罷り登り候ご返事

□5丁

一 羽倉村より作り置き申し候山畑 去る戌の八月森村より 伝兵衛 伝三郎 作重郎 忠助長兵衛頭取にて大勢を催し押し込み 作毛刈り取り申すに付き 羽倉村の者四五人

□5丁・ウ

有り合せ 断り申し候へども 棒鳶口にて理不尽に打擲致し 三人を半死半生の体に罷りなり 残りの者ども証拠として棒鳶口奪い取り申し候 又去年十月羽倉村

□6丁

持ち山寸越峯にて薪伐置き 当二月在所へ取り込み申し候 三月五日にも四五人取りに参り候処に 森村若中の者大勢催し 薪盗み取りあまつさへこの方の者を散々に

□6丁・ウ

打擲仕り候 中にも清蔵伝七長助半死の躰に罷りなり候 度々狼藉仕り押掠申す儀口惜しく存知奉る所 当をも仕るべくと存知候えども 一円手ざし

□7丁

仕りまじく旨支配方より堅く申し付けられ候ゆえ 是非なく罷り有り候 毎度森村に仕詰められ羽倉村退転仕るべくと迷惑に存知たてまつり候御事

□7丁・ウ

一 越後信濃境目の儀上は 関川の向かい柏峰より関田峠ひるた峠菱ヶ嶽に至る迄古来より嶺切 森村と羽倉の儀も菱ヶ嶽より続く安場が嶺

□8丁

雨池平岩本嶺寸越嶺刈合平炭塚山小松ヶ嶺迄 凡そ関川より 拾四五里の間嶺切に御

座候 それより下は水刻沢田口より筑摩川まで田畑作り

□8丁・ウ

場 切川端に榎胡桃 前々より 極置き 信州より越後境目 前代より紛れなく御座候所に境目を越え 古来より隠れなき名木を伐り採り あまつさえ羽倉村在

□9丁

所まで森村へ取り込み申すべき企て仕り候儀 迷惑至極に存知奉り候御事 右の條々少しも相違御座なく候 恐れながら聞けられ 召分森村我侘なる仕方きつと仰せ付け

□9丁・ウ

下され候わば有り難く存知奉るべく候 境目の様子絵図に差し上げ申し候 この外の証拠あまた御座候 森村御百姓衆争いにおいて申すには品々申し上げたく存知奉り候よって件の如し

□10丁

越後高田領羽倉村

寛文拾二年 子 六月

与右衛門

作重郎

善右衛門

重太夫

又右衛門

弥重郎

吉兵衛

□10丁・ウ

甚兵衛

五郎右衛門

庄右衛門

御奉行様

□11丁

御公儀様よりの裏書

かくのごとく訴状さしあげ候際 双方立会い致し誓詞論所老枚絵図仕り返答書あい調え聞六月十四日評定所へ罷り出て対決遂げるべく

□11丁・ウ

もし参らずにおいては曲事為すべきこと 但 誓詞の案文は羽倉村与三右衛門作重郎に相渡すものなり

信州飯山領森村

六月十四日

与右衛門

□12丁

作重郎

惣五郎

次郎兵衛

久蔵

長門守 伊賀守

大隈守 五作衛門

出雲守

山城守 猪右衛門

□12丁・ウ

信州森村より差し上げ候返答書の写

恐れながら返答書をもって言上仕り候

一 去年森村山にて伐り申し松の儀は越後御領羽倉村山の名木などと偽りを申し上候彼の

□13丁

松の儀は森村山畑に美女塚と申す小山御座候 古来より森村山に松井長者と申すもの罷り有り候 其の下女相果て申す刻右の小山に埋め申し由にて三十年以前まで

□13丁・ウ

松の古木壺本御座候えども 枯朽候て其の跡ばかりに今御座候 去々年伐り申し松は彼の美女塚西の外に生え申す松にて御座候 然るところ羽倉村の名木などといつわり

□14丁

を申し立て候いて高田御奉行様より此方支配致され候方へ御届け致され候に付き御吟味の刻 古来より申し伝わり候御国境証拠ども 御書付差し上げ伐採申す松

□14丁・ウ

森村分に紛れなく御座候段申し上げ候へば 則ちご返事にさし添えられ高田御奉行さまへ遣わされ候ところに いかがお聞き届けなされ候や 雪壺丈余りも御座候節 羽倉村山の

□15丁

内安場峰 雨池平より大門与兵衛殿そり道通 境目に相極め候由にて 森村の奥山は申すに及ばずに野山畑ともに残らず羽倉村分の由申し立て候 森村の子

□15丁・ウ

供柴木採りに参り候へば 山刀を取り一円山へ入れ申さず迷惑仕りこちらより支配の方へ右の様子断り候へば 越後の国中将様御百姓と申す殊に御結構なるご挨拶

□16丁

移に候間御公儀沙汰には仕り間じく 尤も出入り落着までは 木も引き取り申す儀山畑作り申す儀も無用に仕り 羽倉村御百姓縦いままに森村へ入り込み いかようの狼藉仕

□16丁・ウ

り候へとも一円構え申す間じく旨 堅く申しつけられ候故 是非無く成年より薪買い調え其の上 山畑羽倉村に押領いたされ迷惑に存知奉り候処 羽倉村よりこの度御公儀様へ

□17丁

言上仕り候段 かねて通りに罷りなり天道にあい叶へ申すと有り難く存知奉り候 古来より寺石村と森村の境目の儀は千曲川の黒石岡にて八反田の榎胡桃境

□17丁・ウ

川にて御座候 則ち先年御国廻りの節 飯山より御立ち成され候境抔に今御座候山境は大炭塚小炭塚堤東之つきごみ屋ら平 大平石 中

□18丁

徒るね 鴨山の壱本丸山の東腰通中山まで先規よりの境目紛れなく御座無く候処  
越後御領妻有一万石の御百姓大庄屋庄右衛門頭取にて

□18丁・ウ

我俣をなし偽りを申しかけ候 併せてこのたび仰せつけられ候通り 一枚絵図仕り差し  
し上げ申し候 ご見分の上 先規より申し伝え候境目の通 仰せ付けられ下さるべく  
候 古来より森

□19丁

村にて開発仕り候山畑 今度の絵図に記し申し候えども 羽倉村の衆同心に御座候故  
別紙小帳差し上げ候間 羽倉村分中に御座候えば 銘々作人お尋ね下さるべく

□19丁・ウ

候事

一 羽倉村より作り置き候山畑 森村より刈り取り御百姓打擲仕り候様申しあげ候論  
訴の内に羽倉村の田畑一枚も御座無く候 私ども

□20丁

先祖より去る戌の年まで作り来たり候処に 羽倉村分の由にて押領仕り余り我俣なる  
仕方迷惑致し 支配の方へ相断り候えども右申しつけ候通 いかように奢り候ども

□20丁・ウ

こちらより手差し仕り間じく由申しつけられ候故 長者原本田近所の作毛番仕り候  
年七十余りに罷りなり候忠助そのほか壱兩人棒藪口にて罷りあり候えば

□21丁

妻有り一万石の御百姓大庄屋庄右衛門頭取にて それぞれにて人数を配し仕り 当方  
番の者の道具を奪い取り其の上打擲仕り候に付き 何とも仕るべく様なく

□21丁・ウ

御座候伊勢大神宮様の御はらいを捧ぐに付き防ぎ候えども残らず逃げ候て 早速高田  
御奉行様へ偽りを申し立て候と相聞こえ 森村より棒藪口にて大勢を催し羽倉村に

□22丁

半死半生の者数人之ある由 飯山役人衆へお届けなされ候 森村は高百石余りのとこ  
ろにて百姓十四五人ならでは御座無く候 もっとも他村より差出申し間じくと堅く

□22丁・ウ

申し付けられ候上は加勢御座なく候 一万石の御百姓とこちら百石の村とかけ合い申す儀にて御座なく候 かよの偽り申し上げ候 さてまた去る十月羽倉村より森村の猿額と申す山にて

□23丁

薪置き当二月取り申され候を こちらより理押し候えばかえって山刀取り散々に追い上げられ申し候 私どもは漸う近所の青倉村に逃げ込み申し候御事 越後信濃御国境上は 関川より

□23丁・ウ

十四五里の間 古来より御国分の次第水落ちを限りあい極め候由申し上げ候 羽倉村と森村の境目さい存せず又右衛門与三右門作重郎両国の御国境よくよく

□24丁

存知候様申し上げ候事不審に存知奉り候 私共儀は羽倉村と森村の境目先規申し伝え候他は存せず御事 右の条々毛頭偽り言上仕らず候

□24丁・ウ

聞かされ召し分先規の通り仰せつけられ下し於かれ候ば 有り難く存知奉り候 よって返答件の如し

信州水内郡森村

寛文十二年 子八月六日

与右衛門

□25丁

作重良

次郎右衛門

惣五良

御奉行様

絵図御裏書比本書

高田御城御土蔵に之有り

□25丁・ウ

一 越後の国魚沼郡羽倉村と信濃の国水内郡森村と国境論の事使いのため長田平右衛



門 佐脇右衛之を遣わされて、見分のところに森村より申す所の境の目の内 羽

□26丁

倉村の百姓重太夫居屋敷弥三右衛門村之有り 其の上境塚並びに堤これ有由申すとい  
えども之れふたしかに候 羽倉村より申す処の境確かに相見候 然らば評定の面々相

□26丁・ウ

談の上 羽倉村申す所の境用の地の方 安場が嶺雨池平壹本嶺寸越ヶ嶺刈合平小頭ヶ  
嶺より水計沢まで両国の境あい立つの条境

□27丁

の通 石塚五ヶ所双方立会い之を築くべくこれまた羽倉村地の内に之有る美女松森村  
百姓理不尽に伐採候儀 不届きに付き籠舎これ申しつけ候

□27丁・ウ

後のために鑑として、之の境の上絵図の西に墨筋引きの加印判双方へ下し置くの条遺  
失べからざる者也

延宝十二年 寅の八月二十二日

五右衛門の印

喜右衛門の印

□28丁

播磨印 内蔵丞

若狭印 但馬印

出雲印 長門印

美濃印 伊賀印

山城印 大和印

□28丁・ウ

文政十三年庚 寅

二月日

下条原村林

小海氏□□

\* 文政は12年で終わり、天保元年（1830年）になる。

## おわりに —今後の課題—

### ①類書との比較

a. 「信越境論記」(『薙鎌関係資料集成』蟹江文吉解説・解説・編集／私家版  
2009.12)

b. 「越後信濃境論願書写」(『小千谷市吉谷佐藤家所蔵和古書目録』中央大学近  
世文学ゼミナール編・発行 2007.3)

aは、元禄年間、越後山口村から信州小谷村が訴えられた国境論争。bは、外題に  
天保6年の直書を持つが、内容未確認。

管見にふれたものだけで、上記の2種の史料がある。類書の探索とともに、それら  
の内容・結果の検証を試みたい。

### ②表記の検討

「ちくまがわ」の表記をめぐって、「筑摩川」(8丁)・「千曲川」(17丁)の2種が  
見られた。特に「筑摩川」の表記は、目を引く。越後側の表記ゆえなのか、他の史料  
にも普通に見られる表記のなのか、検討を要する。この一例をもっても、古文書に用  
例を求めることの必要性を感じる次第である。

### 【参考文献】

『栄村史 水内編』(栄村史水内編編集委員会／長野県下水内郡栄村 1960.7)